香川県の区域	一八二円	一六四円	一四六円	一二七円	一〇九円	九一円
愛媛県の区域	一八〇円	一六二円	一四四円	一二六円	一〇八円	九〇円
高知県の区域	一九四円	一七五円	一五五円	一三六円	一一六円	九七円
福岡県の区域	一九七円	一七七円	一五八円	一三八円	一一八円	九九円
佐賀県の区域	一八七円	一六八円	一五〇円	一三一円	一一二円	九四円
長崎県の区域	二〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四〇円	一二〇円	一〇〇円
熊本県の区域	一九一円	一七二円	一五三円	一三四円	一一五円	九六円
大分県の区域	一九〇円	一七一円	一五二円	一三三円	一一四円	九五円
宮崎県の区域	一九五円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	九八円
鹿児島県の区域	一九四円	一七五円	一五五円	一三六円	一一六円	九七円
沖縄県の区域	一九一円	一七二円	一五三円	一三四円	一一五円	九六円

二　平成二十九年産の陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲
一六〇円　一四四円　一二八円　一一二円　九六円　八〇円

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県日光市日向字ウウツ一〇七五の一、字シモセト一〇八四の一、一〇八五の一、一〇八九の一、一〇九〇、一〇九一、字コヘツリ一〇八八の一、字ウノホリ一〇九四、一〇九五の一、字ジャクチ一〇九七から一一〇一まで、一一〇八、字大岩下タ一一〇五から一一〇七まで、一一〇九、一一一二の一、一一六三の一、一一六五、一一六八から一一七二まで、字東明神岳一一二二の六から一一二二の八まで、一一二二の一〇から一一二二の一四まで、一一二五の一、一一二六の一、一一二七の一、一一二九、字所クボ一一三一から一一三四まで、字モリノソネ一一三六の一、一一三七の一、一一三八の一、一一三九の一、一一四〇、字モリ一一四四の一、一一四五の一、一一四五の二、字ママクボ一一四六から一一五二まで、一一五四から一一五七まで、一一五九から一一六一まで、字野馬一九二二の一、一九二三の八

二　指定の目的　水源の涵養

○農林水産省告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字上沢字宮ノ入八五〇、字東山八五一、八五九の一、八五九の二、八六〇の一、八六〇の三、八六一の一、字台八六二、八六三の一、八六三の二、八六四の一、字大笹八六五の一、八六五の三、八六六の一、八六七、字カラ沢八六八の一、八六八の二、八六九から八七一まで、八七二の一から八七二の三まで、八七三、八七六の一、八七六の二、八七七から八七九まで、字土平八〇から八八二まで、九〇〇の二から九〇〇の一六まで、字滝ノ入八八三の一から八八三の三まで、八八四、字柴山八八七の一、八九八、字中ケ入九〇一から九〇四まで、字八鬼山九〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字飯字梨沢二八の一、三三の一、三四、字小橋台三五、三六、四三、字山ノ神四四の一、字堂ノ上一二一の一、一二二の一、字堂ノ入一三九の一、字仁王ケ入一五四の八、字坂下一八四の三、一九一の一、一九六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字福手字マグロクボ三九三、字中ノ内五八九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字マグロクボ三九三・字中ノ内五八九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市興野字幕焼沢二三一七の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）